



マネックス通信第6号



発行 平成16年 3月31日

<http://www.manecs.com>

マネックス合同会計

京都市下京区四条通新町西入る新釜座町 716-1 四条平野

ビル9階

みなさんはこれまでに税金について学んだことがありますか？社会に出てから税金の種類であったり、税金の諸々の知識については様々な本で紹介されたり、テレビなどを見て勉強されているのではないかと思います。納税の意識についてみなさんはお考えになったことがあるでしょうか？税理士をしておりますとよく「税金取られないようにするにはどうしたらいいんですか。」とか「取られた税金を還付してもらう方法を教えてください。」等と質問される方が多くいます。先日は日本を代表する日刊紙が確定申告の特集で、「取られた税金を返してもらおう！」などと宣伝していましたが、本当にその認識が正しいのでしょうか？

社会科の教科書の中でおそらく最初に登場するであろう税金のたぐいが、租庸調ではないかと思えます。いわゆる年貢米であったり、労役の提供、各種穀物や特産品の献上といったことを教わったかと思えます。各地で起きた農民一揆や、その後も明治維新に至るまで、税については農民が搾取されてきた歴史として頭の中に深く潜在しているのではないのでしょうか。もちろん当時は自ら税金を計算して納めるような方法は採られておらず、いわゆる賦課決定によるものでした。

現在の所得税や法人税、相続税などは申告納税方式が採用されており、自らが、所得及び税額を正しく計算して、税金を納めます。国民が過去の歴史において勝ち取ったいわば民主主義の成果の一つなのですが、国民の三大義務の一つである「納税の義務」という言葉にかき消されて、権利として確立していないのが現状です。

特にアメリカなどの欧米諸国に比べて日本国民の納税意識の低さは顕著に指摘される場所でもあります。実はアメリカはサラリーマンも含めて全員が確定申告なのです。日本ではサラリーマンのほとんどが年末調整で税額を確定するため、自分が納税している意識がなく、納税額すら知らない方がほとんどです。納税の意識がないため、その税金がどのように使われているか関係なくなり、選挙権すら行使しない方が増えています。

私はこの政治への参加意識の低さは納税意識の低さが多分に関与しているものと考えています。国家予算が82兆円に対し税収が40兆円です。多くの方がこの深刻な事態に関心がありません。700兆円を超える公債を支払っていくこれからの世代のために納税とその税金の使われ方に、もう少し関心を持ってみて欲しいと思います。

平成12年からボランティアでいろんな小中高をまわって税金について教えています。みなさんの母校や近くの学校でそんなニーズがあれば是非、富村までお声掛けください。

決算書の分析⑤

テーマ「金融機関が重視する経営分析資料とは？」（前編）

「この決算書でお金を貸してくれるの？」「銀行は決算書のどこを見ているの？」
最近このような質問をよくお受けします。

不動産神話が崩れ、担保している不動産の価額が下落する中、現在、金融機関は貸出先の「返済能力」を重視し貸し出しする姿勢に転換しています。

ところで、あなたが、お子さまから、「20万円貸してください。毎月4万円ずつ5回で返すので。」と借金の申し出を受けたとしましょう。

どうなさいますか。

「毎月アルバイト代はいくら？」

「約10万円。」

「毎月いくら貯金しているの？」

「全然貯金できてない。」

「じゃあ、どうやって返済するの？」

「??？」

たとえ、毎月10万円というアルバイト収入があったとしても、お金が毎月残らなければ借金の返済をすることができません。つまり、毎月残るお金が「返済能力」ということになります。上の例では、現在返済能力はないということになりますが、

- ① アルバイトの数を増やして収入を増加させる。
- ② 毎月の支出を見直して無駄を無くす。

等の努力により、返済能力をアピールし、無事お金を借りることができるかもしれません。あまりに単純な例だと笑われる方もいると思います。しかし、非常に大事なことなのです。「どうしてお金が必要か」「どうやって返済していくか」「返済資金をどうやって捻出するか」等々を積極的にアピールしていく上で、「経営計画書」作成が重要になります。

弊事務所では、TKCシステム「継続MAS」により、みなさまの経営計画書作成のお手伝いをしています。詳しくは各担当者までお問い合わせください。

返済能力を示す分析資料には次のようなものがありますが、詳しくは次回ご説明します。

1) 債務償還年数

借入金をキャッシュ・フローで何年で返せるかを示すもの

2) インタレスト・ガバレッジ・レシオ

営業利益と財務収益で支払利息をカバーできる程度を示すもの

3) キャッシュ・フロー額

借入金返済財源であるキャッシュ・フローの額

金融機関は、利益はもちろんですが、これを最近重視しつつあります。

[参考文献] 赤岩茂氏著「決算書の読み方 基本の基本」中経出版

今回は、前回の予告とテーマを変更しました。

事例3号

自宅を娘婿に譲渡した場合の居住用3000万円特別控除の適用

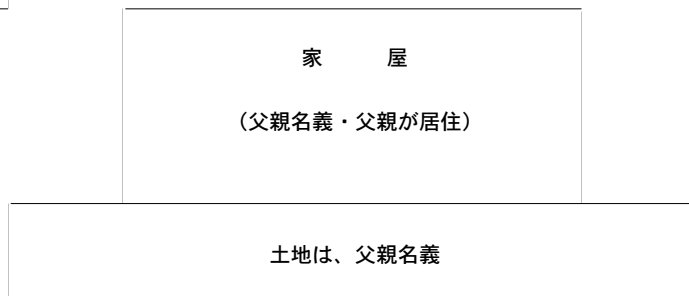
答 え

居住用3000万円特別控除の適用ができます。

現 状

土地（父親名義）
建物（父親名義・父親の居住用）

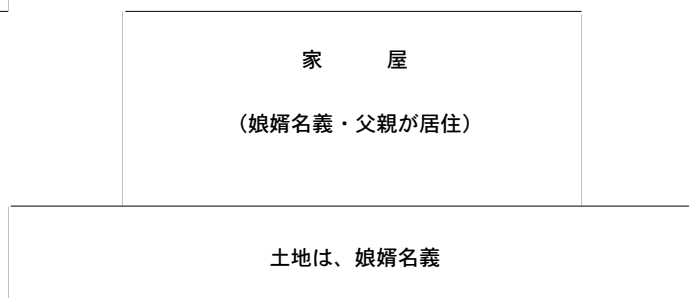
図



譲 渡

父親名義の土地・建物を、娘婿に譲渡
↓
父親は、その建物に継続して居住して、通常の家賃8万円を支払う。
↓
娘夫婦は、父と生計は別であり、持家のマンションに継続して居住
↓
3000万円の特別控除の適用OK。（父親）

譲渡後



※居住用の3000万円控除の特例は、譲渡人の現実の転居等を要件とはしていません。

具体的適用対象外

- 譲渡先が次のいずれかに該当すると適用なし。
- ①本人の配偶者及び直系血族（父母、祖父母等）
 - ②本人の親族で、譲渡時に本人と生計を一にするもの
 - ③本人の親族で、譲渡後に本人と譲渡家屋に同居するもの
 - ④本人と内縁関係にある者及びその者の親族でその者と生計を一にする者
 - ⑤本人の同族会社

*詳しい内容及びこの事例の個別適用については、他の適用要件もありますので、当事務所各担当税理士にご確認ください。

欠損金の繰越期間 5年から7年へ延長

平成16年度の税制改正では不動産を譲渡した場合の損失が原則的に損益通算が認められなくなるなど、個人所得税制について大きな改正が行われる予定です。

他方、法人税制についても重要な改正が盛り込まれており、今回は法人税制の改正についてご説明致します。

概要

今回の改正で、欠損金を繰越すことの出来る期間が7年に延長されます。改正前は5年とされていたので、2年間の延長が認められることとなります。

これまで、ある年度において生じた欠損金は向こう5年間に繰越して所得から控除し、なお控除し切れなかった金額については切り捨てられていました。この「5年間」が「7年間」に改正される予定です。

なお、個人所得税における損失の繰越期間は現在3年間であり、この点については改正されていません。したがって、個人所得税についてはこれまで通り、3年間の繰越控除しか認められないということになります。

適用開始時期

上記改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金から対象となります。

つまり、5月決算の場合、平成13年5月期において生じた欠損金の繰越期間は従来どおり5年間であり、平成18年5月期において控除しきれない金額は切り捨てられることとなります。これに対して平成14年5月期において生じた欠損金は平成21年5月期まで繰越控除が認められ、なお控除しきれない金額は切り捨てられる、ということになります。

更正の期間も延長

上記改正に伴って、

①帳簿書類の保存期間を7年（現行5年のものについて）に延長

②法人税に係る更正の期間制限について、

（1）欠損金額に係る更正の期間制限を7年（現行5年）に延長

（2）脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限を5年（現行3年）に延長

の2点の改正も行われることとなっています。

①については、平成13年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類について適用することとなっています。

また②の改正については平成16年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

例えば、2月末決算法人の場合、平成16年2月期の法定申告期限が平成16年4月末ですので、この事業年度、つまり平成15年3月から平成16年2月までの事業年度から適用されることとなります。

仮にこの法人に対して平成19年の5月に税務調査があった場合の調査対象期間は、直前期の19年2月期、18年2月期、17年2月期、16年2月期の4年間、ということになります。

これは脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間についての改正ですので、脱税の場合についてはこれまで通り7年間ということになります。

また個人所得税の更正の期間についての改正はありませんので、個人所得税の脱税以外の過少申告の更正の期間はこれまで通り3年間ということになります。



新入社員の紹介

はじめまして。この度マネックス合同会計に入社致しました磯林 恵介（イワバヤシ ケイスケ）です。現在 26 歳で、学生時代は馬術部で馬と戯れてばかりの生活をしてきました。そのせいか顔はいつしか馬顔に。また悩みなく育ったのでし

よ
うか、背ばかり伸びて身長は 185cm になってしまいました。来訪されました時、ひと際背の高い顔の長いのがいましたらそれが私です。

26 年の人生経験ではまだまだ未熟な部分も多くあると思います。しかしこの激動の時代、よくわからないがために損をするというようなことを少しでも回避できるようなアドバイスが出来る仕事をしたいと思い、税理士を目指し日々勉強しています。今までの人生の中で見たり聞いたこと、自分が得てきたものはどんな小さな事でも出し惜しみすることなく皆様のお役に立てていけたらと思います。税務は当然のこと、ライフプランや家庭のことなど生活していく上での様々な問題にもご相談に乗れるような関係を築けるよう努力していきたいと考えています。

私のモットーは「人生は楽しく、笑顔があふれてくる人に」です。仕事でも生活でも楽しいことばかりではなく、嫌なことや苦しいことも絶えず付きまわってきます。そういった状況でも楽しむ気持ちを持ち続けられるように心がけ、自然と笑顔があふれてくるような人でありたいと思っています。私の笑顔に出会った人がつられて笑顔になるようなことがあれば最高です。

入社して間もなく、まだまだペースをつくることが出来ず、がむしゃらにやっている感じですが、自分よりの考え方ではなく常にお客様の視点で考えることを忘れないように、足りない知識は行動力でカバーして、ワンランク上の自分を目指して頑張っていきたいと思っています。新たな提案ができる、お客様から信頼される税理士が目標です。いつの日か「磯林さんをお願いしてよかった」と言ってもらえる存在でありたいと思います。

最後になりましたが、お客様と共に発展していけることが何より嬉しいことです。今後とも末長くお付き合いしてまいりますよう、何卒よろしくお願い致します。

第 6 号目次

- P. 1……………税金教室
- P. 2……………決算書の分析⑤
- P. 3……………事例 3 号
- P. 4……………欠損金の繰越期間 5 年から 7 年へ延長
- P. 5……………新入社員の紹介